

大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動時期について

大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動時期について

2027（令和9）年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程

令和7年12月26日開催の関係省庁連絡会議において、下記のとおり取りまとめました。

I. 内容

下記の就職・採用活動日程ルールを原則とする。

- 広報活動開始 : 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
- 採用選考活動開始 : 卒業・修了年度の6月1日以降
- 正式な内定日 : 卒業・修了年度の10月1日以降

それに加えて、以下のII. の人材については、

- (i) 卒業・修了年度に入る直前の春休み以降のタイミングで、産学協議会が令和4(2022)年4月にまとめたタイプ3のうち専門活用型インターンシップを活用すること、かつ
 - (ii) インターンシップ後の採用選考を経ること
- により、6月の採用選考開始時期にとらわれないこととする。

II. 対象

対象となる人材については、産学協議会が2022（令和4）年4月にまとめたタイプ3のうち専門活用型インターンシップを通じて判断される者とする。

 [2027年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方 \[270KB\]](#) 

併せて、学生の職業選択の自由を侵害する「オワハラ」防止に向けた、事業主・職業紹介事業者向けのリーフレットを作成しておりますので、ご参照ください。

 [リーフレット「学生の職業選択の自由を侵害する「オワハラ」は行わないでください！！ \[406KB\]](#) 

大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動時期について

大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職活動については、[「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」](#) （以下「関係省庁連絡会議」といいます。）において学生が学修時間を確保しながら安心して就職活動に取り組むことができるよう検討を行い、就職・採用活動日程を決定しています。

2026（令和8）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請

政府（内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）において、就職・採用活動の日程の遵守や学業への配慮などについてのご理解とご協力を要請する「2026（令和8）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請等について」をとりまとめ、令和7年3月21日に経済団体等へ発出しています。

[2026（令和8）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請等について](#) 

（※内閣官房のWebサイトへ遷移します）

2026（令和8）年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程

令和6年12月5日開催の関係省庁連絡会議において、下記のとおり取りまとめました。

I. 内容

下記の就職・採用活動日程ルールを原則とする。

広報活動開始 : 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
採用選考活動開始 : 卒業・修了年度の6月1日以降
正式な内定日 : 卒業・修了年度の10月1日以降

それに加えて、以下のII. の人材については、

(i) 卒業・修了年度に入る直前の春休み以降のタイミングで、産学協議会が令和4（2022）年4月にまとめたタイプ3のうち専門活用型インターンシップを活用すること、かつ

(ii) インターンシップ後の採用選考を経ること
により、6月の採用選考開始時期にとらわれないこととする。

II. 対象

対象となる人材については、産学協議会が2022（令和4）年4月にまとめたタイプ3のうち専門活用型インターンシップを通じて判断される者とする。

 [2026年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方](#) [PDF形式：479KB] [469KB] 

 [【参考資料】とりまとめのポイント](#) [PDF形式：1.1MB] [977KB] 

併せて、学生の職業選択の自由を侵害する「オワハラ」防止に向けた、事業主・職業紹介事業者向けのリーフレットを作成しておりますので、ご参照ください。

 [リーフレット「学生の職業選択の自由を侵害する「オワハラ」は行わないでください！！」](#) [PDF形式：405KB] [414KB] 

2025（令和7）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請

政府（内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）において、就職・採用活動の日程の遵守や学業への配慮などについてのご理解とご協力を要請する「2025（令和7）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請等について」をとりまとめ、令和6年4月16日に経済団体等へ発出しています。

[2025（令和7）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請等について](#) 

(※内閣官房のWebサイトへ遷移します)

2025（令和7）年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程

令和5年12月8日開催の関係省庁連絡会議において、下記のとおり取りまとめました。

I. 内容

下記の就職・採用活動日程ルールを原則とする。

広報活動開始 : 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降

採用選考活動開始 : 卒業・修了年度の6月1日以降

正式な内定日 : 卒業・修了年度の10月1日以降

それに加えて、以下のII. の人材については、

(i) 卒業・修了年度に入る直前の春休み以降のタイミングで、産学協議会が令和4(2022)年4月にまとめたタイプ3のうち専門活用型インターンシップを活用すること、かつ

(ii) インターンシップ後の採用選考を経ること
により、6月の採用選考開始時期にとらわれないこととする。

II. 対象

対象となる人材については、産学協議会が2022（令和4）年4月にまとめたタイプ3のうち専門活用型インターンシップを通じて判断される者とする。

 [2025年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方 \[PDF形式: 479KB\] \[479KB\]](#) 

 [【参考資料】とりまとめのポイント \[PDF形式: 1.1MB\] \[1.1MB\]](#) 

 [専門性の高い学生を対象とした採用日程の設定関係Q & A \[PDF形式: 403KB\] \[403KB\]](#) 

また、厚生労働省において、専門活用型インターンシップを活用した採用選考プロセスに関し、労働関係法令等との関係で留意すべき事項をまとめたQ&Aを作成しておりますので、ご参考としてください。

 [高い専門的知識や能力を有する学生を対象とした採用日程の設定関係Q & A（労働関係法令等との関係で留意すべき事項） \[PDF形式: 228KB\] \[228KB\]](#) 

併せて、学生の職業選択の自由を侵害する「オワハラ」防止に向けた、事業主・職業紹介事業者向けのリーフレットを作成しておりますので、ご参照ください。

 [リーフレット「学生の職業選択の自由を侵害する「オワハラ」は行わないでください！！」 \[PDF形式: 405KB\] \[405KB\]](#) 

2024（令和6）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請

政府（内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）において、就職・採用活動の日程の遵守や学業への配慮などについてのご理解とご協力を要請する「2024（令和6）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請等について」をとりまとめ、令和5年4月10日に経済団体等へ発出しています。

また、2025（令和7）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動について、政府・経済界・大学において専門性の高い人材に関する採用日程の複線化を検討していましたが、その結果について、十分な周知・準備期間を確保するため、併せてお知らせしています。

[2024（令和6）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請等について](#) 
(※内閣官房のWebサイトへ遷移します)

2024（令和6）年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程

令和4年11月30日開催の関係省庁連絡会議において、下記のとおり取りまとめました。

広報活動開始 : 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
採用選考活動開始 : 卒業・修了年度の6月1日以降
正式な内定日 : 卒業・修了年度の10月1日以降

 [2024年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方](#) [PDF形式：508KB] [508KB] 
 [【参考資料】とりまとめのポイント](#) [PDF形式：997KB] [997KB] 



[PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)